

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第10号

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和44年寒川町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第2項ただし書、第4条第8項、第5条の2第2項第1号及び第2号、第8条ただし書、第15条、第18条第8項、第19条第2項、第21条の2第1項、第22条、附則第2条の4第1項から第3項まで及び附則第3条第1項から第3項までの規定に基づき、公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の組織及び運営、補償の手続きその他条例」を削る。

附則第5項中「(昭和42年法律第121号)」を削る。

附則第7項第2号中「100分の5」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日(以下「災害発生の日」という。)における法定利率」に改める。

附則第8項、第14項第2号及び第15項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附則第16項中「附則第3条第3項及び附則第4条の2第4項」を「第3条第3項及び第4条の2第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等

に関する条例施行規則附則第7項及び第8項の規定による障害補償年金の支給停止並びに同規則附則第14項及び第15項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。